

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年2月12日

旭川市長 今津 寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階

旭川市農政部農業振興課ブランド推進係

電話 0166-25-7438

FAX 0166-26-8624

e-mail nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務

(2) 業務内容

ア 子ども食堂等への米の配布

イ 当事業への寄附の募集

ウ 市内外に向けた効果的なPR

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年2月12日（水曜日）から令和7年3月4日（火曜日）まで

(2) 交付方法

1 の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

【ホームページ URL】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/55000000/55100000/d081259.html>

5 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年3月4日（火） 午後5時

イ 提出場所 1 に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

(2) 参加資格の確認等

3 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年3月17日（月） 午後5時

イ 提出場所 1 に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

社会貢献型旭川産農産物販路拡大業務公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。